

昭和43年12月20日  
発行 豊島区役所  
編集 区民部区民課広報係  
豊島区東池袋1-18-1  
大代表(981)1111

|           |         |
|-----------|---------|
| 世帯と人口     |         |
| 11月1日現在   |         |
| 人口        | 339,307 |
| 男         | 170,525 |
| 女         | 168,782 |
| 世帯数       | 136,903 |
| (住民登録による) |         |

# 豊島区広報



## もうすぐうれしいお正月 保育園でよい子のおもちつき

おもちがどうしてできるのか—まだ見たことのない東京っ子のよい思い出に、とお正月を前に保育園でおもちつき。ふかしもち米を臼すに入れ、おもちつきの歌をうたいながら大きなキネでベッタンの。絵本やお話でしか知らない都会の子どもにとって、重いキネをふりおろすたけにつきあがっていくまっ白なおもちとその味は、いつまでも忘れられないことでしょう。

豊島区立高瀬保育園でのおもちつき

### 年末年始の

#### 窓口ご案内

##### ◆区役所・出張所事務

○年末：二十八日(土)まで  
当日は混雑が予想されますので、手続・申請などはお早目にお願いたします。  
○年始：一月四日(土)から

##### ◆区立の相談所

○年末：二十八日からすべての相談は休みです。

○年始：区政相談は六日、法律相談は一月九日、結婚相談は七日、母子相談は八日、青少年相談は十三日、入権相談は十四日、行政相談は十四日からそれぞれ行ないます。

##### ◆公益質屋の年末営業時間

○年末：二十八日(土)・二十九日(日)は前九時から午後六時まで、三十日(月)は前九時から午後九時まで

##### ◆年末のごみ収集

月水金曜の地域が二十九日、火木土曜の地域が三十日で終了です。三十日は一部をのぞき、ごみ収集、みどり作業とも処理しません。  
年末のすす払いなどは十五日頃までにすませてください。よろしくお願いいたします。

# 水道料金が 改定されました

東京都の水道料金が十二月分から、下表のように改定されました。今回の料金改定は、都の水道財政をたてなおして、これからの水源対策やまだ水道の入っていない地区の対策などを一層強力にするため、事業の運営上やむを得ず行なつたものです。改定の内容はつぎのとおりですが、区民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 改定料金表 (1月につき)

| 区分    | 装置料金   | 水 量 料 金       |               |               |               |
|-------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|       |        | 第一段           | 第二段           | 第三段           | 第四段           |
| 13mm  | 120円   | 9~18m³        | 19~30m³       | 31~50m³       | 51m³以上        |
| 20    | 140    | 1m³につき<br>20円 | 1m³につき<br>25円 | 1m³につき<br>28円 | 1m³につき<br>45円 |
| 25    | 150    |               |               |               |               |
| 30    | 200    | 1~50m³        | 1~50m³        | 51~100m³      | 201m³以上       |
| 40    | 500    | 1m³につき        | 1m³につき        | 1m³につき        | 1m³につき        |
| 50    | 1,000  | 35円           | 45円           | 55円           | 68円           |
| 75    | 2,000  |               |               |               |               |
| 100   | 3,800  | 1m50m³        | 51~100m³      | 101~200m³     | 201m³以上       |
| 150   | 7,000  | 1m²につき        | 1m²につき        | 1m²につき        | 1m²につき        |
| 200   | 12,000 | 40円           | 55円           | 65円           | 75円           |
| 250   | 17,000 |               |               |               |               |
| 300以上 | 28,000 |               |               |               |               |
| 公衆浴場用 | 110    | 9m³以上1m³につき   |               | 15円           |               |
| 共 用   | 60     | 9m³以上1m³につき   |               | 15円           |               |

○ 小口径(25ミリメートル以下)の一カ月8立方メートルまでの料金は、装置料金のみのご負担となります。

なお当区内の担当はつぎの支所です。  
東京都水道局北部第一支所  
目白二一〇一六

電話(983) 三二四一番

### 水道料金の免除を受けるには

○ 水道をお使いになる方のうち、生活扶助世帯および母子世帯については、装置料金が免除されます。下水道料金についても、排出汚水量一カ月8立方メートルまでは免除されます。

○ 公衆浴場用および共用の料金はそのままと同様です。

○ その他、アパート等については、共同住宅あつかいの方がありますので、水道局支所、営業所におたずねください。

### 免除をうけたい方は、つぎをお読みになって早速手続をされるようおすすしめします。

1. 免除を受けられる方
- (1) 生活保護法による生活扶助等を受けている方
- (2) 児童扶養手当法により児童扶養手当を受けている方

児童扶養手当の支給を受けている方

(3) 特別児童手当法により特別児童手当の支給を受けている方

(4) 国民年金法による母子福祉年金または、準母子福祉年金の支給を受けている方

2. 免除される料金

(1) 水道料金

左表の装置料金らん、給水管の呼び径の大きさ13ミリメートル一カ月百円、同20ミリメートル一カ月百二十円とある金額が免除されます。

(2) 下水道料金

8立方メートルまで八十円

### 3. 申請に必要なもの

生活保護関係は「生活扶助金支給のお知らせ」のハガキまたは、生活保護開始、変更通知等被扶助者であることが確認できるもの。

児童扶養手当、母子福祉年金等の受給者はそれぞれの証書、

### 4. 申請する場所

東京都水道局北部第一支所  
電話(九八三)三二四一番  
(目白駅五分学習院大正門前)

来年三月までに申請しますと本年十二月分にさかのぼって免除されますが、なるべく早く申請されるようお願いいたします。

くわしいことは左記へおたずねください。

生活保護関係・福祉事務所

扶養手当・福祉課(内二七)

国民年金・国民年金課  
(内三三五)

### 心身障害者の「足がわり」

このたびは区税条例の改正により、昭和四十三年度から心身障害者に対し、軽自動車税の減免の範囲がつぎのとおり大巾に拡げられました。

### 軽自動車税の減免範囲

1 対象となる軽自動車等の範囲  
従来障害者が所有し自ら使用

### 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、都の発行する愛の手帳を受けている者で具体的には左表一三に該当する者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、都の発行する愛の手帳を受けている者で具体的には左表一三に該当する者

### 申請書の提出期限

納期限前七日まで、ただし今年度に限り三月三十一日までに提出してください。くわしいことは区税務課、課税第三係内線二五一・二五二までどうぞ

| 障害者の区分 | 減免の程度  |
|--------|--|
| 一級     | 特別優待から第四項優待までの各項目において第六項優待または第七項優待から第九項優待までの各項目において第六項優待 |
| 二級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 三級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 四級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 五級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 六級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 七級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 八級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 九級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十級     | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十一級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十二級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十三級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十四級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十五級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十六級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十七級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十八級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 十九級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 二十級    | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |
| 二十級以上  | 特別優待から第六項優待までの各項目において第六項優待                               |

# みんなで祝おう 成人式

## 成人の日 記念のつどい

まい年一月十五日は成人の日——この日はおとなになったことを自分の心にいっかきせるとともに、これからの日本をになつて、社会のためみずから生きぬこうとする青年を、みんなで祝ひはけます日です。

区では来年の「成人の日」記念行事をさらに有意義に行なうため準備中ですが、催しのご案内はつぎの方法で行ないますのでご協力をお願いいたします。

### おとどけた招待状

の中に「ハガキ」が同封してありますが、そのハガキに各会場の希望順位を記入し、住所氏名をおかきになつてそのまま切手をはらずにポストに入れてください。

ハガキでおうかがいした希望の会場が満員の場合は、第二希望の会場にご案内します。まだお申込みされていない方は至急ご記入のうえお送りください。

### プログラム

1 式典会場  
ところ・区立公会堂・振興会館  
とき・午前の部  
九時三十分開場

振興会館会場は全日  
午後  
○時三十分開場

### 記念講演

午前  
東大名誉教授末広恭雄氏  
午後  
作家 田中澄江氏

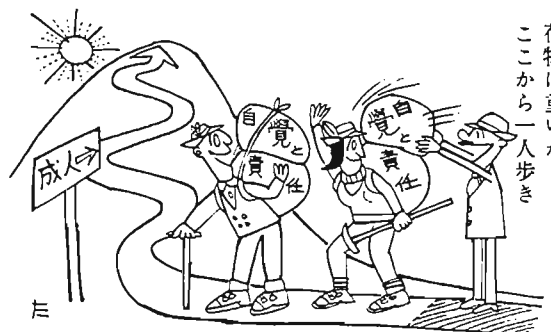
その他オーケストラ、合唱等のアトラクションがあります。

### 2 青年のつどい会場

ところ・区立青年館  
とき・十一時と三時 式典  
地階—映画会(記録映画外)  
二階—お茶とお花の会場  
三階—抱負を語る会  
四階—フォークダンス  
五階—生活の中の文化を語る

### 3 体育会場

(総合体育場)  
卓球・弓(和・洋)  
実技の指導および模範演技を行ないます。



(成人式)  
荷物は重いが  
ここから一人歩き

### (体育館)

卓球・バドミントン  
実技指導および模範演技

### サッカーで

冬の健康づくりを

冬は運動不足になりがちです。サッカーで、たくましい力とおう盛な気力を養いましょう。

区ではスポーツ・レクリエーション教室のひとつとして、サッカー教室を開きます。

近年話題となつているサッカーを正しいルールで指導しますので、お気軽にお申し込みください。参加料は無料です。

一、開設教室  
青少年サッカー教室  
区内在住・在学・在勤の青

少年(中学生以上)

定員 百名

時間 午前十時～十二時

親子サッカー教室

区内在住・在学の小学生五  
六年生とその父母

定員 五十名

時間 午後一時～三時

開設日

どちらも一月二十六日、  
二月二日、十六日、二十三  
日の四日間、雨天の際はつ  
ぎの日曜日

### 二、会場

区立総合体育場

東池袋四一四一三〇

電話(971)〇〇九四番

### 三、指導者

区体育指導委員・区サッカー  
協会役員その他

### 四、受付

一月六日から電話、ハガキで  
受け付け満員次第締切ります。

東池袋一八一—

区教委 体育施設管理事務所  
体育係(内線四一八)

### ★区民スキー講習会のお知らせ

とき・一月十八日～二十一日お  
よび二月九日～十二日の二回

ところ・志賀高原および野沢温泉

費用は第一回初心者向六五〇

〇円、第二回が六〇〇〇円です

現在受付けておりますが、くわ

しいことは体育係(内四一七)へ

### 成人教養講座のお知らせ

よりよい社会人となるため、勤労の余暇を利用して、文化  
教養を身につけるための学習の場です。みなさんの参加を、  
お待ちしております。

とき 昭和44年1月21日～3月27日  
ところ 区立青年館  
科目 茶道、毛筆、ペン字、文学、コーラス  
日程・内容 左表のとおり  
資格 一般区民  
参加料 無料(ただし実費のみ自己負担)  
申込 1月14日から成人教育係で受け付け(満員次第締切)  
くわしいことは社会教育課成人教育係の内線416まで

| 科目   | 期日                     | 曜日 | 時間              | 内容           | 定員  |
|------|------------------------|----|-----------------|--------------|-----|
| 茶道   | 1月21日<br>2月4日<br>3月11日 | 火  | pm6.00<br>～8.30 |              | 40名 |
| コーラス | 1月21日<br>2月4日<br>3月11日 | "  | "               |              | "   |
| ペン字  | 1月21日<br>2月4日<br>3月11日 | "  | "               | かな、漢字<br>の実習 | "   |
| 文学   | 1月21日<br>2月4日<br>3月11日 | "  | "               |              | "   |
| 毛筆   | 1月24日<br>2月7日<br>3月14日 | 金  | "               | 行書、楷書<br>の実習 | "   |

### お知らせ



#### 保育ママさん

(家庭福祉員) 募集

ひるま働らいている母親にわかってお子さん(生後五週間～小学三年生)を育てる、家庭福祉員を募集しています。

○期間：一月二十日～二月十日

○資格

1 区内にお住いの婦人で二十五才から五十五才までの方

2 医師、教員、助産婦、保健婦もしくは保母の資格をもつ方または短大、専門学校卒か相当の学歴があり、かつ児童養育の経験のある方

3 家庭生活が健全で、全員心身ともに健康であること

その他六才未満のお子さんがなく、またあずかるお子さんのための専用できる六畳以上の部屋が一階にあることなどです。

くわしいことは福祉課(内：七～八)へおたずねください。

#### 母子家庭に小口資金の貸付

母子家庭では、日常生活のうえで不意に生じた出費のためお困りになることがあると思われ、ますが、そういう場合は区で行

なっている母子福祉急小口貸付資金をご利用ください。

○貸付を受けられる資格

配偶者のない女子で二十才未満の子どもを扶養しておりかつ区内に引き続き三カ月以上住所のある方、ほかから資金の借り

#### 住所の変更などの届出をするときは

三つぎの書類と印鑑を提出・転居・世帯変更届をするとき

- お米の通帳
- 国民健康保険に加入している人は 保険証
- 国民年金に加入している人は、年金手帳
- 転入届をするとき
- 転出証明書
- お米の通帳
- 国民健康保険に加入している世帯に入る人は、その世帯の保険証
- 国民年金に加入している人は、年金手帳

| 届出の種類 | 届出をしなければならないとき       | 届 出          |          |        |
|-------|----------------------|--------------|----------|--------|
|       |                      | 期 間          | する人      | 窓口     |
| 転 居 届 | 他の区市町村から豊島区に住所を移したとき | のたから異動あ日14日内 | 本人または世帯主 | 所管の出張所 |
| 転 居 届 | 豊島区内で住所を移したとき        |              |          |        |
| 世帯変更届 | 世帯または世帯主に変更があったとき    |              |          |        |
| 転 出 届 | 豊島区から他の区市町村に住所を移すとき  | 住所を移す前       |          |        |

#### 工業統計調査についてお願い

ことしも工業統計調査の時期がまいました。

工業統計調査はすでにご承知のように、区内にある製造業を営む事業所を本年十一月二十二日現在で、従業者数、給与額、原材

られない方、確実に償還できることなどです。

○理由

災害等により、住宅家財に被害を受けたり、本人または同居の親族の病気や負傷の治療、その他生活必需品の購入に困ると

きなどです。貸付をうけたい方は、地域担当民生委員または母子福祉協力員に母子世帯であることを確認してもらい、ハンコを持って厚生部福祉課児童福祉係(四三二八)へおいでください。五千円以内の資金をその場ですぐ借りられます。

#### ご存知ですか

妊産婦・乳幼児に粉ミルク

生活保護世帯、区民税を納めていない世帯または免除されている世帯の妊産婦と乳幼児、および区民税の均等割のみを納めている世帯のうち、妊娠中毒症各種ビタミン欠乏症、低体重児などの方に粉ミルクまたは牛乳を無料でさし上げております。該当される方は、母子健康手帳とハンコを持って区役所区民係、または各出張所までお申し出てください。

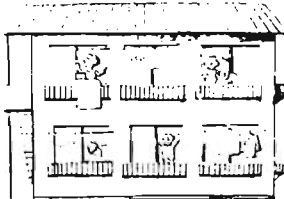
#### 郵便局からお願い

毎年このころから年末年始は郵便物が非常に多くなります。しかもこれを短期間に処理しなければなりません、みなさんのご協力をお願いします。あてなは正しくはつきりと、郵便番号をお忘れなく。新住居表示地区は新住所で表札は必ず出しませう。

### ゆたかな泉

#### 現勢ガイド⑦

(札幌) 本区の中央部は、東経一三九度四分、北緯三九度四分にあたり、



したがって緯度の点からいっても気候帯にぞくし、気候はおおむね温暖です。平均気温(1957-1966)は、四・七度(モーターバの主要都市・ロンドン、パリ、ベルリンなど)が、○度内外なのにくらべると、かなり高い数字を、示しています。また当区内は民家やビルからの発熱自動車の排気熱や標榜層の影響をうけて周辺部の気温より比較的も比較的高温になっています。雨期は、この季節をさす、6・7月頃と9・10月の台風季節と、同湿度は7・9月の夏期がもっとも高く冬期は低くなっています。

#### 人事異動

11月30日付で千葉潤二前区民部長が勇退され、あらたに小田昌則総務課長が区民部長に就任しました。